

## 【ロシア】2024年までの国家目標と戦略的成長課題に関する大統領令

海外立法情報課 徳永 俊介

\* 2018年5月7日、ウラジーミル・プーチン大統領は、就任に際して、2024年までの任期中の内政における国家目標と戦略的成長課題に関する大統領令に署名した。

### 1 経緯

2018年5月7日、ウラジーミル・プーチン氏は4期目となる大統領就任式の後、自身の任期が終了する2024年までの内政目標を示す大統領令「2024年までの期間におけるロシア連邦の国家目標と戦略的成長課題について」に署名した<sup>1</sup>。プーチン氏は過去にも、2008年2月に、同年5月の第2代大統領退任を前に「2020年までのロシアの発展戦略について」<sup>2</sup>と題する演説を行い、2012年5月の第4代大統領就任の際には経済、社会、行政等の優先政策課題に関する10本の大統領令<sup>3</sup>を定めている。

以下、今回署名された大統領令の構成と国家目標のうち主要なものを紹介する。

### 2 大統領令の構成

今回の大統領令では、まずロシア連邦の2024年までの成長目標が掲げられている。具体的には、①安定した人口の自然増、②平均寿命の78歳までの伸長（2030年までには80歳）、③実質国民所得の増加及びインフレ水準以上の年金水準上昇の保障、④貧困層の半減、⑤毎年500万世帯以上の住宅水準の向上、⑥技術革新の加速、⑦経済及び社会分野におけるデジタル技術の導入加速、⑧世界平均を超える経済成長とマクロ経済の安定（インフレ率4%以下）、⑨加工産業及び農林水産分野における生産性の高い輸出志向型産業の創設の9項目である。

また、これらの成長目標を達成するため、政府に対し2018年10月1日までに、社会経済予測と活動方針を確立するとともに、①人口、②保健、③教育、④住宅・都市環境、⑤エコロジー、⑥自動車道路の安全と品質、⑦労働生産性と雇用、⑧科学、⑨デジタルエコノミー、⑩文化、⑪中小企業及び個人事業主の支援、⑫国際協力と輸出、⑬インフラ整備の13分野におけるプログラムを策定・提出するよう求めている。さらに、この各分野における目標等が次のように詳細化されている。

### 3 各分野における国家目標

#### (1) 人口・保健等

人口減少対策では、健康余命を67歳まで、また合計特殊出生率を1.7まで引き上げると同時に、スポーツ等に習慣的に参加する市民を55%まで増大させることを目標としている。また、

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年6月11日である。

<sup>1</sup> Президент подписал Указ «О национальных целях и стратегических задачах развития Российской Федерации на период до 2024 года» 2018.5.7. <<http://kremlin.ru/acts/news/57425>>

<sup>2</sup> この発展戦略については、以下を参照。溝口修平「【ロシア】2020年までの発展戦略」『外国の立法』No.235-1, 2008.4, pp.16-17. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/23501/02350108.pdf>>

<sup>3</sup> これらの大統領令については、以下を参照。小泉悠「【ロシア】プーチン政権の優先政策課題」『外国の立法』No.252-1, 2012.7, pp.6-9. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3507778\\_po\\_02520102.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3507778_po_02520102.pdf?contentNo=1)>

保健政策では生産年齢人口の死亡率の低減（人口 10 万人当たり 350 人以下）及び疾病ごとの死亡率の低減に主眼が置かれている。具体的には、血液循環系疾患による死亡率を人口 10 万人当たり 450 人以下、腫瘍（悪性のものを含む）による死亡率を人口 10 万人当たり 185 人以下、乳幼児の死亡率を 1,000 人当たり 4.5 人以下に低減させると定めている。また、医療機関における人員不足の解消、年 1 回以上の予防医療検診の実施、遠隔地住民に対する医療機関へのアクセスの向上等も盛り込まれている。

## (2) 教育・科学・文化等

国際的競争力を向上させ、普通教育の質については世界で 10 位以内へ、科学研究・開発の分野では世界で 5 位以内へ、順位を高めることを目標としている。また、ロシア人及び外国人の学者や若手研究者に対しロシア連邦での活動を魅力あるものとし、研究開発費の対 GDP 比を高めると明記している。文化面での目標では、主にコンサートホール、演劇・音楽・舞踏等の教育機関を含む文化教育施設や美術館の設置（再建）等を定めている。

## (3) 都市問題・環境等

中間所得層世帯が住宅を入手することができるように、年間の住宅建設量を増やし、不動産ローンの金利を 8%未満に設定するよう求めている。また、都市環境の改善等を定めるとともに、廃棄物処理の適正化、大気汚染対策（大気中の汚染物質排出量の 20%以上削減等）、水質汚染対策（ヴォルガ川、バイカル湖、テレツコエ湖等）、及び生物多様性の保護等も定めている。

## (4) インフラ整備等

国の基準を満たす自動車道路の総延長を 2017 年と比較して 50%以上増加させる。また、ヨーロッパと中国西部を結ぶ国際輸送ルートの構築、ロシア極東、北西、ヴォルガ・カスピ、アゾフ・黒海各水域における港湾の能力向上、北極海航路の整備（荷動き量を 8000 万トンまで増加）、シベリア鉄道及びバム鉄道を含むロシア国内の東西及び南北輸送路の整備（極東からロシア西部ヨーロッパ国境までの輸送を 7 日以内に短縮、また国際コンテナ輸送量を 4 倍に増加）、地方空港の整備とモスクワを經由しない地方間の航空定期便の拡大（国内便総数の 50%）、極東、カリーニングラード、クリミア及びセヴァストポリ、その他遠隔地へのエネルギーの安定供給等を規定している。

## (5) 労働・経済等

非資源部門における中・大規模企業の労働生産性を 1 年で 5%以上伸長させることを目標としている。また、中小企業の雇用者を 2500 万人まで増やすとしている。輸出額においても目標が明確に定められており、非資源分野での輸出を GDP の 20%以上とし、年間輸出額を 2500 億ドル<sup>4</sup>と定め（うち、機械製品 500 億ドル、農林水産物 450 億ドル、サービス 1000 億ドル）、輸出手続における規制緩和及び在外通商代表部の改善による輸出促進体制の構築などにも言及している。その他、安全な情報通信インフラストラクチャー等に基づく「デジタルエコノミー」の創出を目指すとの目標も定められている。

<sup>4</sup> 1 ドルは、107 円（平成 30 年 6 月分報告省令レート）である。